

「森林と金融」 金融機関の方針評価まとめ (2018年)

| | ABN Amro | Rabobank | Standard Chartered | BNP パリバ | ドイツ銀行 | Citigroup | HSBC | JPMorgan Chase | Credit Suisse | ANZ | 三井住友フィナンシャルグループ | 三井住友信託銀行 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | みずほフィナンシャルグループ | DBS | Morgan Stanley | UOB | オーバーシー・チャイニーズ銀行(OCBC) | Bank Negara Indonesia (BNI) | 野村ホールディングス | Bank Mandiri | Bank Rakyat Indonesia (BRI) | 中国国家開発銀行(CDB) | 大和証券 | 中国工商銀行(CIBC) | 中国銀行(BOC) | 交通銀行 | CIMB | CITIC | メイバンク | RHB銀行 | | | |
|------------------------------------|--|----------|--------------------|---------|-------|-----------|------|----------------|---------------|-----|-----------------|----------|-------------------|----------------|-----|----------------|-----|-----------------------|-----------------------------|------------|--------------|-----------------------------|---------------|------|--------------|-----------|------|------|-------|-------|-------|---|---|---|
| 金融機関のコミットメントの対 象範囲 | 人権や労働権に関する主要な国際規約や枠組を支持しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 林業や土地利用に関する主要な国際規約や枠組を支持しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 森林リスク産品セクター方針を有し、一般公開しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 全ての形態の金融サービスに方針を適用しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 関連する全ての投資先・顧客とその子会社に企業系列全体で方針を適用しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 顧客に適用する環境面【E】の方針基準 | 自然生息地の土地利用転換や質を劣化させるような事業活動を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| | 泥炭地の排水や質を劣化させるような事業活動を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 高炭素貯蔵(HCS)林の土地利用転換や質を劣化させるような事業活動を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 保護地域内の事業活動や、保護地域に影響を及ぼす事業活動を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 高保護価値(HCV)地域を特定して保護を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 開墾目的の火の使用を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストやワシントン条約に掲載されている種の取引や採取を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 遺伝子組み換え種、外来種および有害な農業の導入や使用を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 顧客に適用する社会面【S】の方針基準 | 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)を含む、土地利用に関する先住民の権利や慣習的な権利の尊重を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 労働者とコミュニティの健康と安全を守るための予防措置を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 有効な苦情処理メカニズムへのアクセスの確保を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 強制労働、義務的労働および児童労働を禁止しているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由を守ることを求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 国際労働機関 (ILO) が定める労働時間の上限および生活賃金の遵守を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 顧客に適用するガバナンス面【G】の方針基準 | 事業活動と調達に関する合法性証明を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | サプライチェーン全体において、信頼できる認証制度の遵守を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 地理・位置情報のある森林所有・事業管理地の地図の公表を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 環境社会影響評価の公表を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 不正腐敗防止方針を求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 税務処理の悪用を禁止し、また企業グループ全体の企業構造を公表することを求めているか | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| スコア合計 (50点満点) | 39 | 39 | 37 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 23 | 22 | 22 | 18 | 16 | 15 | 14 | 11 | 9 | 4 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |



* 東南アジアにおける森林リスク産品セクターに最も資金提供している金融機関上位35社のうち、31社を対象に各金融機関の方針を評価。



評価の採点基準

| 基準 | | 0点 | 1点 | 2点 |
|---|--|-------------------------------|---|---|
| メ ソ ド の 対 象 範 囲 金融機関の スコアリング | 人権や労働権に関する主要な国際規約や枠組を支持しているか | 関連する国際規約や枠組を支持していない | 3つ以下の関連する国際規約や枠組を支持している | 4つ以上の関連する国際規約や枠組を支持している |
| | 林業や土地利用に関する主要な国際規約や枠組を支持しているか | 関連する国際規約や枠組を支持していない | 関連する国際規約や枠組のうち4つ以下を支持している | 関連する国際規約や枠組のうち5つ以上を支持している |
| | 森林リスク産品セクター方針を有し、一般公開しているか | 森林リスク産品セクター方針がない | 森林リスク産品セクター方針はないが、ESGガイドラインはある | 森林リスク産品セクター方針がある |
| | 全ての形態の金融サービスに方針を適用しているか | 明確な記述がない | 全ての形態の投資と金融サービスには適用していない | 全ての形態の投資と金融サービスに明確に適用している |
| | 関連する全ての投資先・顧客とその子会社に企業系列全体で方針を適用しているか | 明確な記述がない | 記述はあるが、関連顧客およびその子会社の方針違反は、企業系列全体への融資を除外していない | 関連顧客およびその子会社の方針違反は、企業系列全体への投融資を明確に除外している |
| 【E】の方針基準 顧客に適用する環境面 | 自然生息地の土地利用転換や質を劣化させるような事業活動を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 泥炭地の排水や質を劣化させるような事業活動を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項によって禁止している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 高炭素貯蔵(HCS)林の土地利用転換や質を劣化させるような事業活動を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 保護地域内の事業活動や、保護地域に影響を及ぼす事業活動を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により禁止している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 高保護価値(HCV)地域を特定して保護を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により求めている | 全事業に適用しており、高保護価値(HCV)地域を特定するためのプロセスと保護活動を明確に述べている、あるいは関連する基準やイニシアティブを参照している |
| | 開墾目的の火の使用を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により禁止している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストやワシントン条約に掲載されている種の取引や採取を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により禁止している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| 【S】の方針基準 顧客に適用する社会面 | 遺伝子組み換え種、外来種および有害な農薬の導入や使用を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している | 顧客の全事業に対して明確に禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)を含む、土地利用に関する先住民の権利や慣習的な権利の尊重を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項で求めている | 顧客の全事業に対して明確に要求しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 労働者とコミュニティの健康と安全を守るための予防措置を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項で求めている | 顧客の全事業に対して明確に求めている、あるいは関連する基準やイニシアティブの採用によって求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 有効な苦情処理メカニズムへのアクセスの確保を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項で求めている | 顧客の全事業に対して明確に求めている、あるいは関連する基準やイニシアティブの採用によって求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 強制労働、義務的労働および児童労働を禁止しているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 禁止しているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により禁止している | 顧客の全事業に対して明確に求めている、あるいは関連する基準やイニシアティブの採用によって禁止しており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 結社の自由、団体交渉の自由、差別からの自由を守ることを求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により求めている | 顧客の全事業に対して明確に求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| 【G】の方針基準 顧客に適用するガバナンス面 | 国際労働機関(ILO)が定める労働時間の上限および生活賃金の遵守を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している | 顧客の全事業に対して明確に求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 事業活動と調達に関する合法性証明を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により求めている | 顧客の全事業に対して明確に求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 顧客のサプライチェーン全体において、信頼できる認証制度の遵守を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している | 明確に求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 地理・位置情報のある森林所有・事業管理地の地図の公表を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用、あるいは認証制度の要求事項により求めているしている | 顧客の全事業について地図を公表することを求めており、金融機関の関係する全事業に適用している |
| | 環境社会影響評価の公表を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している、あるいは認証制度の要求事項により求めている | 顧客の全事業について影響評価を公表することを求めており影響評価のプロセスと対策を明確に述べている、あるいは関連する基準やイニシアティブを採用している |
| | 不正腐敗防止方針を求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または金融機関の事業の一部のみに適用している | 明確に求めている |
| 税務処理の悪用を禁止し、また企業グループ全体の企業構造を公表することを求めているか | 方針がない、あるいは明確な記述がない | 求めているが例外がある、または事業の一部のみに適用している | 明確に求めている | |

*「森林と金融」ウェブサイト(forestsandfinance.org)より